

土地改良施設管理基準 「頭首工編」の改定について

農村振興局

平成 23 年 5 月 9 日

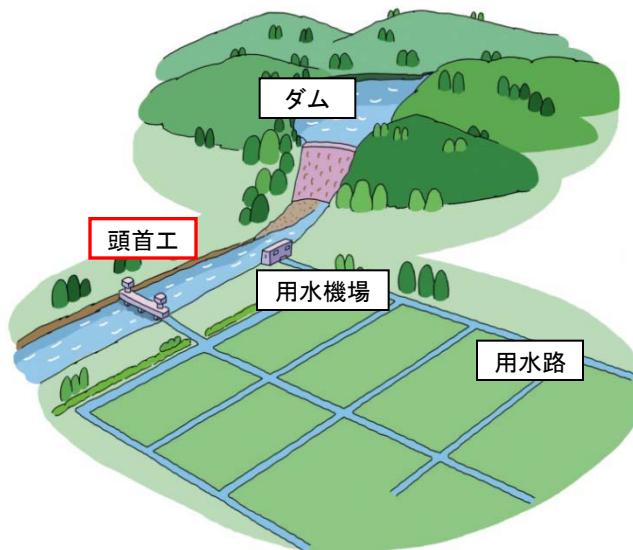
農林水産省

1. 頭首工について

1-1. 概要

- 頭首工は、河川から必要な農業用水を用水路に引き入れる目的で設置する取水口、取水堰、附帯施設及び管理施設を総称したもの。
- 国営土地改良事業により造成された頭首工は、342箇所。農業用水の安定取水、洪水の安全な流下、魚道等による河川環境の保全等を通じ、公共・公益的機能を発揮している。

頭首工等のかんがい施設のイメージ



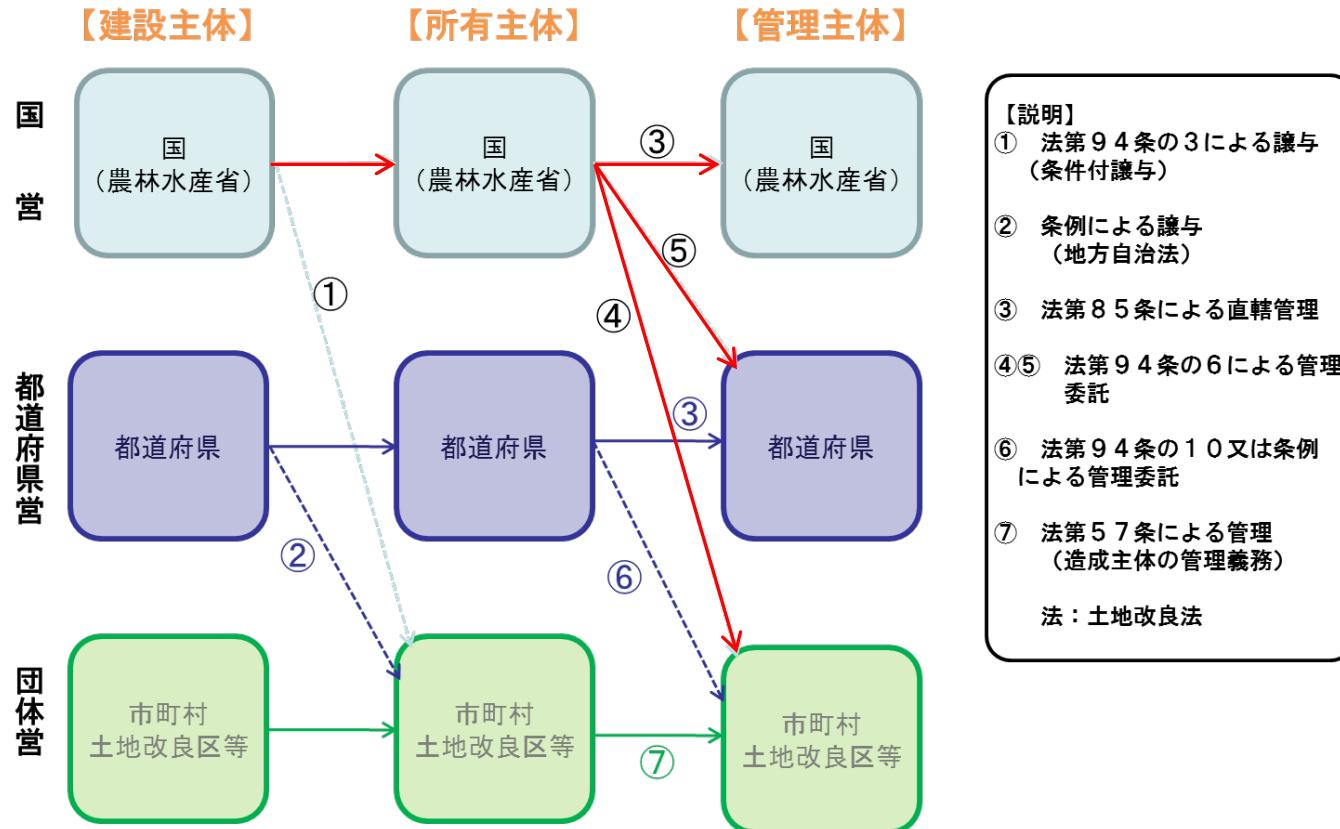
頭首工全景



1-2. 管理者の状況

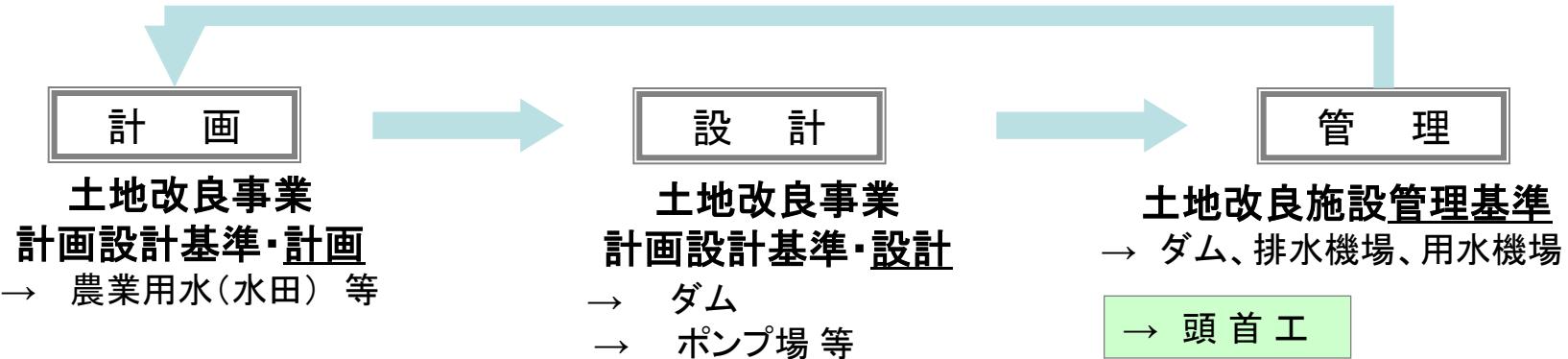
- 頭首工は、造成後、土地改良法に基づく直轄管理又は地方公共団体、土地改良区等に管理委託
- 管理者は、市町村、土地改良区等が3／4を占める。

土地改良施設の維持管理体系



2. 土地改良施設管理基準の位置付け

- 土地改良事業の調査・計画、設計、施設管理に関する技術基準類を整備しているところ。
- 管理基準は、頭首工のほか基幹的施設について策定。



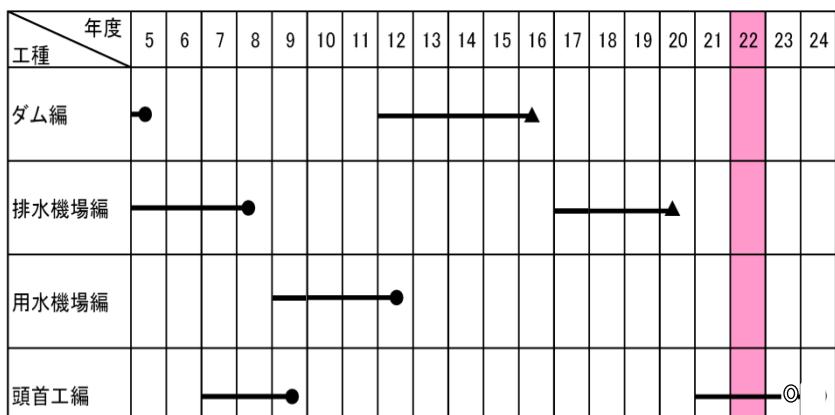
管理基準の適用

- ・管理基準は、国営土地改良事業によって新築又は改築された土地改良施設のうち取水量が特定水利使用($1.0\text{m}^3/\text{s}$)以上又はかんがい面積300ha以上のものに適用。
(国営土地改良事業以外の事業において造成された施設等については、管理を行う者の判断により、管理基準等を準用)

3. 土地改良管理施設基準「頭首工編」の制・改定の経緯

- 「頭首工編」は、平成9年に制定されて以降、これまで12年が経過しており、社会情勢等の変化や頭首工管理に関する技術の進展等が見られることから、改定が必要。

管理基準の制・改定の経緯



管理基準「頭首工編」をめぐる主な背景

平成9年度 現行の管理基準を制定

-
- ・H 9年「河川法」の一部改正
 - ・H11年「食料・農業・農村基本法」の制定
 - ・H13年「土地改良法」の改正
 - ・H15年「土地改良長期計画」の策定
 - ・H17年「食料・農業・農村基本計画」の策定
 - ・H19年「農林水産省生物多様性戦略」の策定
 - ・H20年「土地改良長期計画」の策定
 - ・H20年「設計基準(頭首工)」の改定
 - ・H22年「食料・農業・農村基本計画」の策定

平成23年度 管理基準の改定

4. 土地改良施設管理基準「頭首工編」改定の趣旨及び検討事項

4-1 趣 旨

- 戦後から高度成長期にかけて集中的に整備された基幹的水利施設は食料生産に不可欠な社会資本であり、その機能を適切に維持するため、施設の適切な保全管理が重要となって いる。
- また、頭首工を取り巻く最近の社会情勢の変化及び管理技術の進展を踏まえた適切な施設 操作、洪水時の安全管理などが強く求められている。
- このため、本基準を改定し、施設管理者による適切な管理の推進に資するものである。

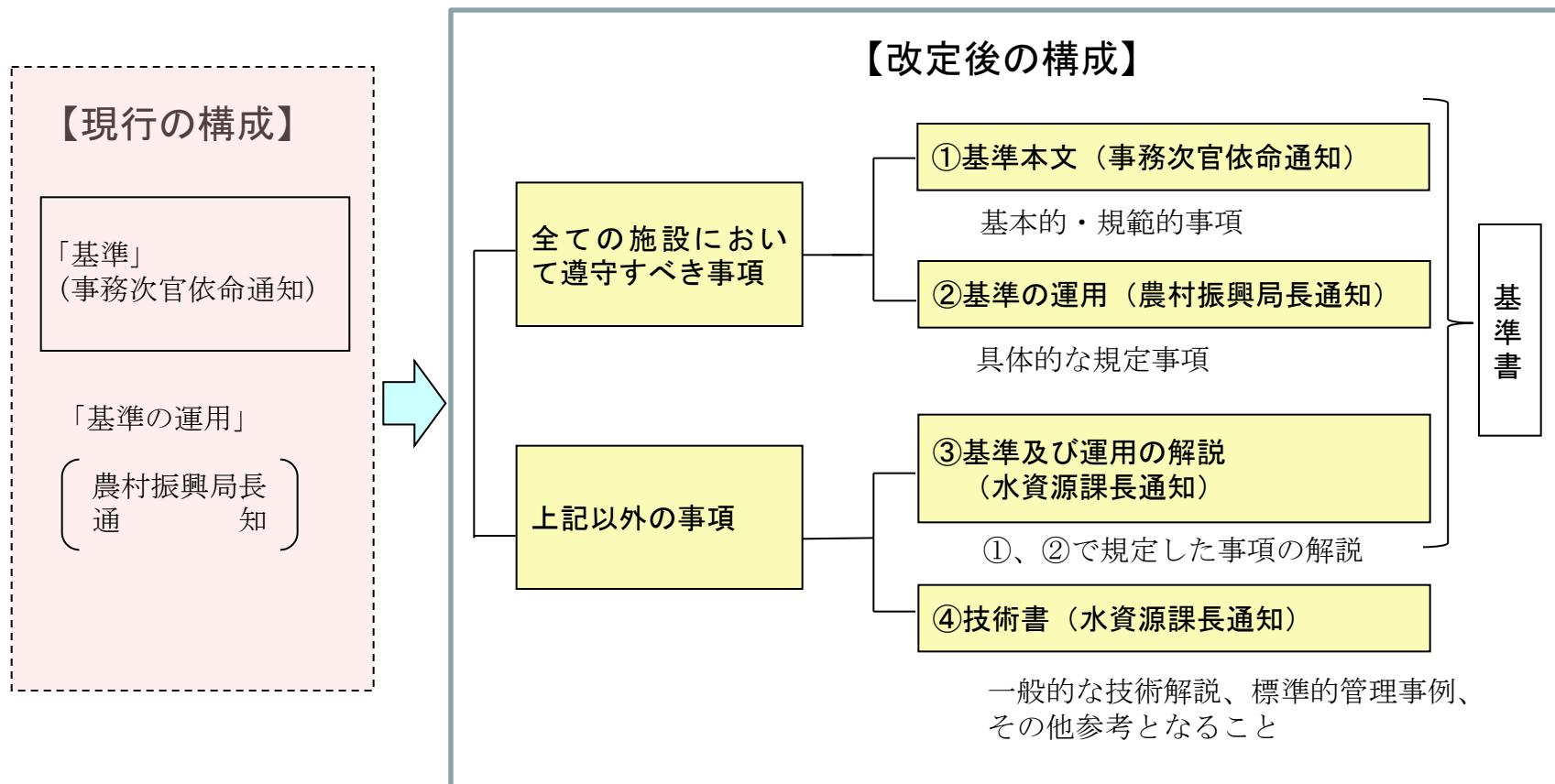
4-2 検討事項

- ① 「基準書」（「基準本文」、「基準の運用」、「基準及び運用の解説」）、「技術書」の 4 区分に再編
- ② 近年の大雨、短時間豪雨の増加傾向等に対応した操作管理
- ③ 効率的な施設機能の維持と長寿命化を図る保全管理
- ④ 管理段階においても環境との調和に配慮

4-3 検討項目(その1)

「基準書」と「技術書」への再編整理

現在の管理基準は、「基準」(事務次官依命通知)、「基準の運用」(局長通知)の2段階の構成であるが、全ての維持管理において、遵守すべき事項と地域の特性に応じて対応すべき事項が明確に区分されていない。このため、遵守すべき事項は「基準」と「基準の運用」に、弾力的に対応すべき事項は「基準及び運用の解説」と「技術書」に記述し、4段階の構成に再編する。



4-4 検討項目(その2)

(1) 近年の大雨等に対応した操作管理

- ・近年の大雨、短時間豪雨の増加傾向や農村の都市化・混住化の進展等による流出形態の変化等に対応する適切な頭首工管理を行うために必要となる利水管理、洪水時等の操作管理に係る記述を充実。

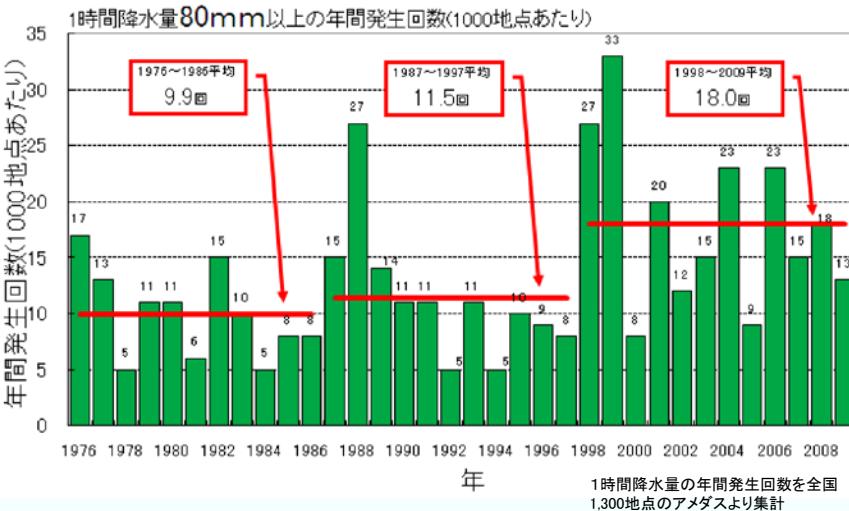
(2) 施設の長寿命化を図る保全管理

- ・農業水利ストックが増大するとともに、施設の老朽化が進展するなかで、施設の機能を維持し、長寿命化を図る保全管理に対して、施設管理者が果たすべき役割を記述。

(3) 環境との調和への配慮

- ・環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の規定を踏まえ、環境との調和に配慮した管理を行うことを位置づけ。

時間80ミリ以上の降水量の発生回数は、30年前と比べて、約2倍。



コンクリート製柱の上部凍結融解



魚道の生態系に配慮した管理



5. 今後のスケジュール(案)

- 平成23年度内に、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会において審議・答申をいただく予定。
- 答申を踏まえ、平成24年度に改定基準を制定予定。

○ 今後のスケジュール(案)

平成23年度

5月 食料・農業・農村政策審議会 (諮問)
農業農村振興整備部会

農業農村振興整備部会において審議
(技術小委員会に付託予定)

年度末 農業農村振興整備部会 (答申)

※ 審議の過程においては、農林水産省のホームページ等を通じ、広く意見・情報の募集(パブリックコメント)を行う。

平成24年度 改定基準の制定